

# 都城市立乙房小学校 いじめ防止基本方針

令和3年9月改訂

## 都城市立乙房小学校いじめ防止基本方針

### 内容

#### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

( ※ 都城市教育委員会作成「都城市いじめ防止基本方針」に基づく )

##### 1 いじめの定義

##### 2 いじめの理解

##### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 地域や家庭との連携
- (5) 関係機関との連携

#### 第2 いじめの防止等のための本校の取組

##### 1 いじめの防止等の対策のための組織

##### 2 いじめ防止のための取組

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) 関係機関等との連携
- (4) 教職員の資質の向上及び人材の活用
- (5) インターネット上のいじめへの対策
- (6) 啓発活動

#### 第3 いじめの認知から解消までの取組

- 1 いじめの認知
- 2 いじめ解消の判断
- 3 重大事態への対処

#### 第4 基本方針の点検と必要に応じた見直し

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義（定義）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いのように見えることでもであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合

等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟に対応することも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれている。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 2 いじめの理解

(1) いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。特に、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することも少なくない。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあることに配慮する。

(2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

(3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも留意し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

### (1) いじめの防止

- ア いじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを、発達の段階に応じて指導し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。
- ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス等に適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- エ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- オ いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

### (2) いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
- イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ウ 特に、保護者は、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。
- エ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

### (3) いじめへの対処

- ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- イ 教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解するとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制の整備が必要である。

#### (4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、学校運営協議会を活用したり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする等、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

イ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するように努めることが大切である。

#### (5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要であり、関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが大切である。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関等の専門機関と連携を図ったり、法務局等学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりすることも必要である。

## 第2 いじめの防止等のための本校の取組

### 1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき、学校に置くいじめ対策のための組織は、本校教職員で組織されている「いじめ不登校対策委員会（サポート委員会）」を活用する。

本会については、以下の通り実施する。

#### ○ 本会の開催回数

月1回の定例会として開催する。いじめ事案発生時は、緊急に開催する。

#### ○ 構成員

定例会は全教職員参加で実施するが、必要に応じ、校長、教頭、生徒指導主事、他関係する職員で構成された臨時委員会を開催する。

#### ○ 役割

##### 【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

##### 【早期発見・早期対応】

- ・ 児童からのいじめの相談、通報窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録

- ・ 情報の迅速な共有や関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査
- ・ 当該事案の事実関係の把握といじめであるか否かの判断

【学校基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・検証・修正
- ・ 年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画、実施
- ・ 学校基本方針が適切に機能しているか点検、見直し
- ・ いじめ防止対策に児童の意見を積極的に取り入れるための児童会の機能の活用

## 2 いじめ防止のための取組

本校の取組は、平成30年4月に策定された「都城市いじめ防止基本方針」における「都城市教育委員会におけるいじめの防止等に関する施策」をもとに策定した。

### (1) いじめの未然防止

ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止等に質することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の充実を図る。

なお、道徳科において児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、教職員の指導力向上に努める。

イ 児童の自治的な能力や自主的な態度を育て、望ましい人間関係を築かせるために、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、あいさつ運動、ボランティア活動等に対する支援を行う。

ウ 児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、感情をコントロールする力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。また、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

エ 児童同士が思いやり、助け合い、支え合いながら人間関係を育む活動を推進する。

オ 児童に達成感や充実感を味わわせる教育活動や、生徒指導の三つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた教育活動を推進する。

カ 児童及びその保護者並びに各学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。

キ 都城市ならではの「命の大切さを考える日」の取組や「地区別学校人権教育研修会」の充実にも努め、いじめの未然防止やその啓発を推進する。

### (2) いじめの早期発見

ア 児童に対し「いじめに関するアンケート（生活アンケート）調査」を定期的実施するとともに、教育相談や児童の観察の充実（別紙1・2の活用）を図る。

イ 児童及びその保護者及び教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、学校

や関係機関の相談窓口を児童や保護者等に周知する。

ウ いじめに関する相談や通報を受け付けるために、都城市青少年育成センターや関係機関が行っている電話による相談窓口「ふれあいコール」等について、広く周知する。

### (3) 関係機関等との連携

いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、警察や児童相談所等の関係機関との連携強化を行う。なお、学校において、いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、被害児童及びその保護者、また加害児童及びその保護者に対する支援・助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

### (4) 教職員の資質の向上及び人材の活用

ア 全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようにするとともに、いじめが起らない学校をつくるための人権教育の教育内容・実践方法等についての研修の充実を図る。また、生徒指導提要や県版生徒指導資料等を参考に、教職員の研修の充実を図る。特に、県教育委員会が令和2年9月に作成した「いじめの認知から解消までのガイドライン」における資料「学校における「いじめの認知から解消の判断」までの流れ（例）（資料3）」は、職員研修で活用し、共通理解を図る。

イ 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の有効活用を図る。

ウ 教職員による体罰や言葉の暴力等の不適切な言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに留意を促す。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、体罰禁止の徹底を図る。

### (5) インターネット上のいじめへの対策

ア 児童のインターネット上のいじめを監視するため、県教育委員会が行っているネットパトロールの情報を指導に生かすとともに、情報モラル教育関連サイトや関連資料の掲載、インターネット上のいじめの相談を受け付けるために設けている投稿サイト等の周知を図る。

イ 特定の間人間関係の中で行われる外部から見えにくい情報通信（クローズドコミュニケーション）を通じて行われるいじめへの対策について検討する。

ウ 携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

エ 児童及びその保護者に対し、インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性等により、拡散した情報を消去することは極めて困難であ

ること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得ること等を理解させる取組を行う。

その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、更に効果的に対処することができるよう、PTA総会や特別活動等を通じた情報モラル教育等の必要な啓発活動を行う。

#### (6) 啓発活動

保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置等、家庭への支援を行う。

### 第3 いじめの認知から解消までの取組

#### 1 いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織（本校では「いじめ不登校対策委員会」）を活用して行う。認知する手順については、「資料1」いじめの認知チェックフロー（県教委作成 令和2年9月作成）を参考にする。

#### 2 いじめ解消の判断

単に謝罪をもっていじめの解消とせず、次に示す二つの要件①②が満たされていると学校長が判断したとき、解消していると判断する。また、宮崎県教育委員会「いじめの認知から解消までのガイドライン（令和2年9月）に基づき、組織的に判断する。また、本基本方針巻末の「資料2」いじめの解消チェックシート（県教委作成 令和2年9月作成）を活用し、要件①②について確認した記録を残す。また、「資料4」いじめの認知・解消確認表に基づいて記録を行う。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

- ・ いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

##### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ 判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか本人及び保護者への面談等で認められること

#### 3 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が都城市教育委員

会に報告するとともに、市が設置する重大事態調査のための組織・対策専門家委員会等に協力する。

- 児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 高額の商品を奪い取られた場合 等
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

#### 第4 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- 1 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県及び都城市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときには、その措置を講じる。
- 2 学校の基本方針については、学校経営案に記載するとともに、年度初めにPTA総会、学校経営方針説明会で説明する。児童の現状や課題等については、学校運営協議会において定期的な報告を行い、児童の実態や課題に合わせ、基本方針の改善や見直しを行う。